

法第 26 条（防火壁設置免除の準耐火建築物）

火災の発生のおそれが少ない用途である製陶工場

製陶工場のうち炉を有しないものについては、法第 26 条第 1 項第 2 号の「その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途」に該当するものとして扱う。